

第25回社会保障審議会年金部会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000059804.html>

第25回社会保障審議会年金部会 資料 平成26年10月1日

- 議事次第 [議事次第 \(PDF: 47KB\)](#)
- 委員名簿 [委員名簿 \(PDF: 113KB\)](#)
- 座席図 [座席図 \(PDF: 156KB\)](#)
- 資料 [高齢期の就労と年金受給の在り方 \(PDF: 1,637KB\)](#)
- 参考資料 [今後の検討の進め方 \(PDF: 540KB\)](#)

(資料「高齢期の就労と年金受給のあり方」より)

高齢期の就労と年金受給の在り方に係る論点

高齢者の就業と年金制度に関するこれまでの経緯、高齢者就業の現状や促進策の考え方等を踏まえると、高齢期の就労と年金受給の在り方に係る論点は、以下のように整理できるのではないかと。

- 65歳まで働くことを標準とした場合の年金の制度設計の在り方
- 65歳以降も年齢に関わりなく多様な働き方での就労機会が拡大していくことを前提とした就労と年金受給の選択肢の拡大

検討に当たっての論点

① 65歳まで働くことを標準とした場合の年金の制度設計の在り方

現在、20～60歳の40年間の保険料拠出期間であることを基本に設計されている年金制度を、20～65歳の45年間の就労期間ととらえて設計することについて、以下の点も含めてどのように考えるか。

- 60歳台前半の者の保険料拠出能力
 - ・60歳台前半の就労実態と今後の見通し
 - ・早期引退を選択する者の給付と負担(保険料免除の取扱いを含む。)の在り方
- 「全国民で支え合う枠組みの拡大」か「拠出の能力や意思のある者のみの選択的な拡大」か
- 給付費用の累積的な増加に伴う国庫負担の増加とその財源確保

② 65歳以降も年齢に関わりなく多様な働き方での就労機会が拡大していくことを前提とした就労と年金受給の選択肢の拡大

労働力人口が減少傾向にある中で、持続的な経済の成長と発展のためには、65歳以降も年齢にかかわらず就労できる機会の拡大が必要であり、それにより年金水準の確保にもつながることが財政検証やオプション試算結果により明らかとなったが、以下の点も含め、そのような社会を実現していくために必要な年金制度の見直しをどう考えるか。

- より弾力的な就労と年金受給の組み合わせが可能となるような制度の見直し(繰下げ受給の選択肢の拡大など)
- 就労インセンティブを高めるような制度の見直し(在職老齢年金など)
- 全体的に就労期間を延ばし、受給開始年齢を遅らせていく政策の在り方

46

(報道より)

- 毎日新聞 年金納付延期：65歳以上の就労前提 水準確保へ苦肉の策 2014年10月01日
厚生労働省は1日、公的年金の底上げ策として、基礎年金への加入期間を5年延ばす方針を打ち出した。

受給開始年齢（原則65歳）を遅らせることとセットで、一定水準の年金を確保する苦肉の策だ。ただ、65歳以降も年金をもらうまで働き続けることが前提で、高齢者の雇用確保など実現への課題は多い。

厚労省によると、厚生年金のもらい始めの給付水準（現役世代の平均的手取り額に対する年金額の割合）は、加入期間の延長により、モデル世帯で将来も57.1%（現在62.7%）を維持できるという。受給開始を66歳に遅らせると、給付水準は62.6%にアップし、その後も、67歳68.2%▽68歳73.8%▽69歳79.6%▽70歳85.4%と上昇。70歳では4割以上の増額になる。

65歳まで生きた人の平均寿命は男性84歳、女性89歳程度。70歳からもらい始めても、82歳ごろまで生きれば、受給総額は65歳から受け取った場合と変わらなくなる。厚労省は高齢者も働いて年金を支える側に回ってもらうことを狙うが、早く死亡すれば「損」になる。2012年度に受給繰り下げを選んだ人は1.2%にとどまった。今後どこまで普及するかは見通せず、1日の社会保障審議会年金部会（厚労相の諮問機関）では「周知徹底が必要」との指摘が相次いだ。

昨年4月、希望者全員を65歳まで雇うことが義務付けられたが、60代後半の就業率は4割弱にとどまる。しかも基礎年金財源の半分は税金だ。加入期間の延長で保険料は確保できても、税負担分の財源にはめどが立っていない。【吉田啓志、中島和哉】

○日経新聞 年金保険料の納付、45年間に延長 厚労省審議会が大筋了承 2014/10/2 1:21

厚生労働省の審議会は1日、国民年金の保険料の納付期間を40年から45年に延ばす改革案を大筋で了承した。将来の受取額を増やすほか、年金の支え手を増やして制度を安定させる狙いだ。年金制度の健康診断にあたる財政検証を受けた見直しの一環だ。年末までに他のメニューも議論して、来年の通常国会で法改正を目指す。

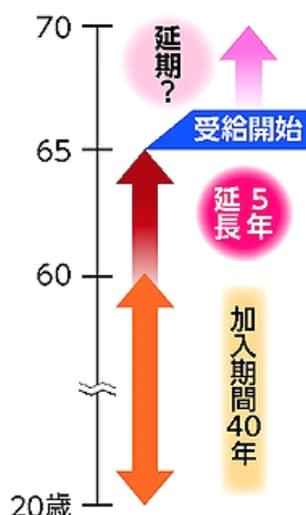
今の国民年金は20歳から60歳まで保険料を納め、65歳から月約6万4000円を受け取る。納付期間を65歳まで延ばせば、毎月8000円ほど多く受け取れる。

厚労省が6月にまとめた財政検証では、経済が低迷すれば将来の年金の受給額が現役世代の半分にも届かないことがわかった。厚労省は年金の持続性を高めるために、保険料の納付延長や、毎年の受給額の抑制、パート社員の厚生年金加入の拡大といった改革メニューを示していた。

1日の年金部会では、働くシニアが増えていることも踏まえて、受給開始年齢を一律で引き上げるべきだとの意見も目立った。ただ受給開始の引き上げは自民党では慎重な声が多いことから、厚労省は本格的な議論を先送りする方針だ。

○しんぶん赤旗 年金加入期間5年延長案 厚労省 年18万円超新たに負担 2014年10月3日(金)

国民年金の加入期間が延長されると…



厚生労働省は1日、国民年金（基礎年金）の加入期間（20歳から60歳になるまでの40年間）を5年延

長し、65歳までの45年間とする案を社会保障審議会年金部会に示し、大筋了承されました。新たに5年間に負担することになる保険料は単純計算で年18万円～20万円にもなり、支給開始年齢の引き上げ(65歳)に続いて、保険料でも大変な負担増を強いるものです。高齢者にまともな収入もないなかで高齢者の生活を直撃することは必至です。

厚労省は、支給開始年齢を引き上げておきながら、「高齢者の就業意欲が非常に高い」などとして延長は可能だとしました。

さらに年金の給付水準(現役世代の平均収入に対する年金の割合、現在62・7%)が2043年には50・6%に落ち込むと指摘。2004年の年金改定で「100年安心」とっていたのに、加入期間を5年延長すると給付水準を57・1%に改善できるといって、負担増を押し付ける考えを示しました。

昨年4月、希望者全員を65歳まで雇うことが企業に義務付けられましたが、60代後半の就業率は4割を切っているのが実態です。部会でも労働者側は「小規模事業所ほど雇用は不安定で所得も大企業とは格差がある」と慎重な議論を求めました。

厚労省はさらに、支給開始年齢についても65～70歳まで選択できる繰り下げ制度の活用をすすめていく考えを表明。加入期間の延長と併せて年金削減と負担増を進めていく姿勢を示しました。